平成29年(2017年)9月26日

保護者　様

明石市立錦城中学校
校　長　潮　勇次

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

北朝鮮による相次ぐ弾道ミサイルの発射を受け、日本政府が「弾道ミサイル落下時の行動」というマニュアルを公開しています。また、文部科学省の通知や県教育委員会の対応例を参考にし、明石市としての対応が決まりました。それを受け、錦城中学校でも防災・学校安全教育指導部会で検討し、表記の対応を定めさせていただきましたので、ご協力よろしくお願い致します。

記

１　情報の伝達・収集について

弾道ミサイルが日本に着弾する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える全国瞬時警報システム（以下「Ｊアラート」）を活用し、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メールやラジオ・テレビ・インターネットなどを通じてミサイル発射等の緊急情報が伝達されます。兵庫県に「Ｊアラート」による情報伝達があった場合についての対応を以下２、３に示します。

２　生徒の安全確保について

（１）生徒が学校にいる場合

①屋外にいる場合

・校舎、体育館など、近くの建物の中に避難させる。

・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せるよう指示し、頭部を守らせる。

②屋内にいる場合

・できるだけ窓から離れるよう誘導する。

・教室にいる場合は、机の下に入る、カバンや座布団等で頭部を被う等、頭部を守らせる。

弾道ミサイルが日本上空を通過した場合や領海外の海域に落下したなど、弾道ミサイルによる危険が回避されたことが確認できた場合（以下、「安全の確保」という）は、通常の教育活動を行います。

（２）生徒が自宅等にいる場合

①屋外にいる場合

・近くのできるだけ建物の中、又は地下などに避難する。

・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

②屋内にいる場合

・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

※気象警報発令時と同様、登校前の対応は下記の通りとする。

・午前７時時点で「安全の確保」ができない場合は、自宅待機とする。

・午前７時までに「安全の確保」ができた場合は、通常通りの教育活動とする。

・午前７時より後に「安全の確保」ができた場合は、気象警報解除と同様の対応とする。

気象警報解除と同様に「安全が確保」された時点での状況判断をし、登校するか自宅待機かを「すぐメール」及び学校のホームページで連絡をします。
※上記のように緊急情報等を配信しますので、できるだけ「すぐメール」への登録をお勧めします。「すぐメール」への登録は別紙『学校園情報配信システム「すぐメール」への登録について（お願い）』をお読みください。

（３）生徒が登下校中の場合

自宅から学校までの間に、兵庫県に「Ｊアラート」による情報伝達があった場合は、「生徒が自宅等にいる場合」と同じように、各自が安全な場所で待機し、「安全の確保」が確認できれば、学校または自宅へ向かう。

・教職員は、通学路において、生徒の安全の確保に努める。

３　弾道ミサイルが着弾・通過した場合の対応について

（１）弾道ミサイルが、兵庫県内並びに近隣府県に着弾した場合

①ミサイルが着弾した直後については、外出しないで屋内での避難行動を続ける。

②国内外の混乱が予想されるので、国からの情報等収集に努める。

③学校は臨時休業とする。再開については、明石市危機管理対策本部等が判断し、通知する。通知後、保護者へ連絡する。

（２）弾道ミサイルが、兵庫県内並びに近隣府県以外の日本の領土・領海に着弾した場合

①ミサイルが着弾した直後については、外出しないで屋内避難を続ける。

②国内外の混乱が予想されるので、国からの情報等収集に努める。

③「安全の確保」が確認できた場合は、通常の教育活動を行う。

（３）ミサイルが上空を通過した場合

不審なものを発見した場合には決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡する。